

令和8年度滋賀県ベトナム人材交流推進事業 インターンシップ実施要領

1 事業目的

ハノイ工科大学の学生を対象に、県内事業者における4週間以上の長期インターンシップを実施する。実務を通じた相互理解により、採用につながる機会を創出し、ミスマッチの少ない雇用と人材の定着を促進する。

あわせて、県内事業者が高度外国人材の受入れから採用までのプロセスを実践的に経験する機会とし、将来的には各事業者が主体的に海外から人材を採用できる体制づくりを促進する。

2 事業の位置づけ

本事業は、滋賀県、一般社団法人滋賀経済産業協会およびハノイ工科大学との覚書に基づき、県内企業が行う長期インターンシップの受入れに対し、滋賀県が側面支援を行うものです。

このため、

- ・インターンシップの計画および実施は受入企業が主体となって行うこと
- ・ビザ申請等に係る手続は、本事業において必要な支援を行います。これに伴う費用は受入企業に負担いただくこと
- ・航空券の手配、来日時の送迎、滞在先の確保、保険加入（海外旅行保険および個人賠償責任保険）および滞在中の生活支援や諸費用については、受入企業またはインターン生にて対応いただき、その費用も受入企業またはインターン生に負担いただくこと
- ・面接時の通訳は事務局にて手配するが、インターンシップ期間中の通訳手配は事務局にて行わないため、必要に応じて受入企業が対応いただくことを想定しています。

なお、事務局においては、ハノイ工科大学との連絡調整、インターン生の募集・事前スクリーニング、マッチング支援（選考面接の設定等）およびインターンシップ期間中の相談対応等を行い、円滑な実施を支援します。また、県内就労中のハノイ工科大学卒業生を含む交流機会を設けることで、県内就労の促進を図ります。

3 インターン生

ハノイ工科大学の在校生または卒業生

4 受入企業要件

(1) 事業所要件

- ・滋賀県内に事業所を有する事業者

(2) 受入要件

- ・将来的な採用を視野に、相互理解および相互の適性判断を行うこと

- ・単なる施設見学、観光、交流行事のみを目的とするものでないこと
- (3) その他要件
- ・公序良俗に反する事業を行っていないこと
 - ・暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有していないこと
 - ・県税の滞納がないこと

5 募集企業数

5社

6 実施期間

企業での受入れ：令和8年7月以降（30～80日以内）

交流会：令和8年8月末（予定）

※令和9年2月末日までに終了いただく必要があります。

※基本的には大学の夏休み期間（7～8月）での実施を想定しています。

※令和8年8月末実施予定の交流会に参加いただくため、可能な限り当該時期を含む日程で設定してください。

7 費用負担等

- ・応募学生とのマッチングにあたり、受入企業において書類選考や面接に参加いただきます。
- ・渡航費・滞在費（日本国内での宿泊費、食費、交通費）、ビザ取得費用、保険料等、インターンシップの実施に要する費用は、当事者（受入企業またはインターン生）において御負担ください。
- ・通訳については、面接時は事務局にて手配しますが、インターンシップ期間中の通訳手配およびそれに係る費用については、受入企業にて御対応・御負担ください。御希望に応じ、事務局から通訳会社等を御案内することが可能です。
- ・海外旅行保険および個人賠償責任保険への加入は、当事者において必ず御対応ください。（医療費が原則自己負担となることを踏まえ、治療・救援費用が無制限で補償される保険プランを推奨します。）
- ・インターン生の滞在先は、受入企業において手配してください。
- ・インターン生に対して、賃金、手当その他労働の対価にあたる報酬の支給は行わないでください。

8 実施スケジュール (予定)

内容	日時等	内容
オンライン説明会	4/28 5/11	・参加のメリット、運営内容、申込み～受入れまでの流れ等について説明します。
【企業】 参加申込み	5/15 締切り	・Web フォームにて受け付けます。 ・参加申込時には以下の情報を提供いただきます。 ▶ 企業名・担当者・連絡先・専攻分野の希望等
【企業】 インターン生募集シート（受入計画）の作成および提出	申込後 順次	下記のインターン生募集情報を提出いただきます。 ・企業情報 ・希望する学生像（専門分野や日本語能力など） ・費用負担（インターン生に負担を求める費用の有無等） ・実施内容（現状の予定） ※事務局より雛形を提供します。
【事務局】 インターン生募集	順次	・各受入企業において作成いただいたインターン生募集シートにより、インターン生の募集を行います。
【事務局】 応募学生情報の送付	順次	・各受入企業に対し、応募学生の情報（履歴書等）を事務局から送付します。
【事務局・企業】 マッチング、インターン生の内定	6月 月上旬	・書類選考およびオンライン面接を実施し、各受入企業と応募学生のマッチングを行います。 ・事務局において、両者間の調整や通訳等の支援を行います。
【事務局・企業】 ビザ申請・渡航手続き		・インターン生確定後、インターン生がビザ申請を行うにあたり、受入企業において準備が必要な書類等について事務局より案内します。 ※記載方法や手順等については事務局から案内します。
【事務局・企業】 インターン生の受入準備		・インターン生の滞在先の手配が必要です。 ・渡航日や来日時の段取り等、インターン生との連絡調整は事務局で支援を行います。
【企業】 インターンシップの開始	7月 月上旬～	・事務局では相談窓口を常設し、受入企業・インターン生からの相談対応、万が一のトラブル対応時などは受入企業と共同で対応します。
交流会	8月末	・受入企業およびインターン生同士の交流に加え、県内企業や県内就労中のハノイ工科大学卒業生との交流機会を設けます。

9 申込方法

- ・下記 WEB フォームからお申し込みください。(定員に達し次第、締め切ります。)
<https://forms.office.com/r/Q5abSwtTam>

10 留意事項

- ・本事業は、事業者に対して、費用を直接補助するものではありません。
- ・ただし、インターンシップ受入れに係る費用については、本事業とは別に、県が実施する補助制度を利用できる場合があります。当該補助の内容や申請条件等の詳細については、以下をご確認ください。

【滋賀県海外インターンシップ補助金】

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/koho/e-shinbun/bosyuu/350087.html>

- ・本事業における取組結果については、事例発信を目的とした事例集掲載や、成果事例発表会への参加、ホームページへの公開等に御協力いただく場合があります。
- ・受入期間中、県担当者および委託事業者が訪問等を行う場合があります。
- ・法令違反や、応募時の申請内容に虚偽のあることが判明した場合など、受入先として不適当であると判断した場合は、その事実が判明した日をもって参加を取りやめていただきます。

11 個人情報および事業者情報の保護

- ・本事業への提出書類により取得した個人情報および事業者情報については、以下の利用目的以外に利用することはありません。

ア 本事業における事業管理のため

イ 本事業に係る事務連絡、資料送付、効果分析等のため

12 問合せ先

【事務局（運営委託先）】

株式会社セキショウキャリアプラス

住所：〒305-8515 茨城県つくば市東新井 12-2

Mail：info-global@sekisho.co.jp

TEL：029-860-5660（平日9:00~17:30）

担当：海外事業課 松崎・トゥ